

障害のある罪を犯した人の、判決後の社会復帰に関する福祉的支援事業

公益社団法人 東京社会福祉士会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団5F

助成事業の概要

司法分野では福祉との連携に期待が高まっており、高齢者や障害者の刑事事件に関し逮捕勾留段階から弁護士と連携し更生支援計画を作成する等、適正な判決に向けて活動を行ってきた。釈放後は更生支援計画に沿って社会に復帰し、福祉士が寄り添い見守ることが判決文の中でも期待されているが、その後の支援活動に関しては福祉士の立場は明確ではない。また、実刑の場合も更生支援計画書が矯正や保護観察に伝わることでその後の支援に役立つが、利用されていない。逮捕・勾留から社会復帰までの一貫した支援システムと、社会復帰につながる動きに応じるための組織作りと各福祉士の技能を高めるシステムを構築し、実践活動を強化することを目的とした。

本事業は平成29年4月から平成30年3月まで行った。実践者、弁護士を始めとした関係者との検討を重ね、手引きやリーフレットを作成した。さらに、法務省への働きかけを弁護士会を通じて行い、更生支援計画書が実刑なっても社会復帰まで継続するよう働きかけた。

事業の成果

①入口支援と判決後支援の活動内容を分かりやすく説明するリーフレット、②受任した刑事司法ソーシャルワーカー（以下:刑事司法SW）が活動を進めていくための「刑事司法SWのための手引書」を作成した。③東京社会福祉士会住所の「刑事司法SW」名刺の作成し、警察や拘置所におい

て面会をする際に利用し、個人の証明書とともに提示はするが、弁護士同様、東京社会福祉士会の住所で面会ができるようになった。

また、弁護活動で作成された更生支援計画書は裁判だけで使われるのではなく、保護観察処分や、実刑になり矯正施設に収容された後に社会に出る際に、社会生活に定着するために更生支援計画書が活かされるように繋がれるのが望ましい。刑事司法SW事業の依頼元である東京三弁護士会と作る東京司法・福祉連絡協議会でも検討し、弁護士会が中心であったが、保護局、保護観察所、検察庁、矯正局に働きかけた。結果、法務省矯正局・保護局より更生支援計画書を、矯正施設、保護観察所で活用するように関係部署に文書（「刑事施設における更生支援計画書の活用に関する試行について」「更生保護官署における更生支援計画書の活用に関する試行について」）が出され、平成30年4月1日より1年間、東京地裁で判決が出たものに限るが「東京ルール」が試行されることになった。

本事業が再犯防止推進法ができた時期と重なり、福祉職が罪を犯した障害者・高齢者の判決後の支援、生活再建にどのように関わっていくかを検討することができたことが大きな成果と考える。判決後支援のあり方や、福祉専門職として活動をするにあたり、対価も含めどのような位置付けにするか、対人支援であることで生じるリスクマネジメントも含め、報告書で課題や提言を行うことができたことも大きな成果と考える。

成果の広報・公表

再犯防止推進法の制定、再犯防止推進計画の策定に伴い、障害のある罪を犯した人々の社会復帰について注目されている。弁護士会において行われる、更生支援計画書について法務省矯正局・保護局での取り扱い「東京ルール」を研修時に配布する。また、社会福祉士が関係した判決がマスコミで取り上げられるようになってきた。関係しているマスコミに報告書を配布する。さらに、毎年参加している司法福祉学会の自由研究報告で本研究の報告をする予定である。以上のような内容で成果の広報・公表を行う予定である。

今後の展開

引き続き、刑事司法ソーシャルワーカーの養成・登録を行い、弁護士会と連携をして、障害のある罪を犯した人の裁判段階での支援とともに、判決後の社会復帰に関する福祉的支援を続けていく予定である。現在、東京地方検察庁の社会復帰支援室では、弁護士から出された「更生支援計画書」の有効性の確認をするようになってきた。さらに、法務省から出された文書（各「更生支援計画書」の活用について）も含め、活動が評価されている。今後も法務関係・福祉関係各所と連携を取りながら、事業を進めていきたい。一方、刑事司法SWの立場や報酬については、未だ確立できていない。再犯防止推進計画も含め、刑事司法SWの制度の中での位置付けを探っていきたい。